基本事件：令和５年（家イ）第●●●●号　●●調停事件

申立人（基本事件申立人・相手方）　九段下　花子

収入

印紙

５００円

相手方（基本事件相手方・申立人）　九段下　太郎

**秘　匿　決　定　申　立　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年●月●日

横浜家庭裁判所　御中

　　　　　　　　　　　　申立人（基本事件申立人・相手方）　九段下　花　子

　　上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条１項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

　　上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

　　申立人の住所等について、【具体的な理由を記載】相手方に実際の居住地を知られると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

　　よって、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

　　１　診断書（抄）１通

　　２　支援措置決定通知　１通

　　３　写真　　　　●通

４　陳述書　　　１通